

南関町告示第 号

南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年9月6日

南関町長 佐藤 安彦

南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具等(以下、「用具」という。)の購入費用に係る補助金の交付に関し、南関町補助金交付規則(昭和55年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 本事業の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請日に町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) がんと診断され、がんの治療(手術、薬物治療、放射線療法等)を受けた者又は現に受けている者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による前条の定める用具を購入している者
- (4) 他の法令等に基づき同種の補助等(他自治体での補助等を含む。)を受けていない者

2 補助対象者は、用具の購入費の補助金を申請することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金を受けることができない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 暴力団(南関町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象経費)

第3条 次の表に定める用具の購入費に要した額を補助対象経費とする。

区分	補助の対象となる用具
ウィッグ等	ウィッグ(医療用、医療用以外を問わない)、装着用ネット、毛付き帽子ほか、町長が認めるもの
乳房補整具等	補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房(エピテーゼ)ほか、町長が認めるもの

- 2 購入額は、消費税額及び地方消費税額を含み、対象者が購入に当たり実際に支払った額とし、付属品及びケア用品(クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタンド、商品を保管する容器等)、購入のために要した送料及び交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等に係る費用、サイズ調整、カット代又はセットに係る費用は対象外とする。
- 3 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの並びに国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは補助の対象外とする。
- 4 令和6年3月31日以前に購入したものは補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者1人につき補助対象経費に2分の1を乗じた額（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）と20,000円のいずれか少ない方の額とする。

2 補助金の交付申請及び受領は、前条第1項表の区分ごとに対象者1人につき1回限りとする。

(申請者)

第5条 補助金の交付申請及び補助金の受領（以下「申請等」という。）を行う者（以下「申請者」という。）は、原則として第2条に定める補助対象者とし、補助対象者がやむを得ない理由で自ら申請等を行うことができないときは、委任状（様式第1号）を添えて、代理人によりその申請をすることができる。ただし、対象者が18歳未満の場合、申請者はその法定代理人とする。

(補助金の申請)

第6条 申請者は南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付申請書（様式第2号。以下、「申請書」という。）及び南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金請求書（様式第3号。以下、「請求書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) がんの治療を受けたこと又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明できる書類の写し
- (2) 用具の購入に係る領収書の写し及びその明細書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申請書及び請求書の提出期限は、用具を購入した日の翌日から1年以内とする。ただし、令和6年4月1日以降に購入したものに限る。

3 規則第13条の規定に基づき行う実績報告は、第1項の規定による交付申請をもってこれに代えるものとする。

(補助金の決定及び通知)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認めたときは、南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）、補助金を交付しない決定をしたときは、南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付不承認通知書（様式第5号）により、申請者に対し通知するものとする。

2 町長は、前条の申請書類に記載された内容について審査するために、住民基本台帳情報を閲覧するとともに、必要に応じて関係機関へ問い合わせることができるものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を通知したときは、速やかに申請者の指定する口座へ振込みの方法により交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者があるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）

により通知するものとするものとし、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた対象者に対し返還を命ずるものとする。

（関係台帳の整備）

第 10 条 町長は、補助金の交付の決定の状況を明らかにしておくため、南関町がん患者アピアランスケア推進事業補助金台帳（様式第 7 号）を備え、必要な事項を記載しておくこととする。

（個人情報の取扱い等）

第 11 条 町は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに申請者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取るものとする。

（事業の周知）

第 12 条 町は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。